

再生可能エネルギー電力の調達に向けた「リバースオークション」 の活用について

令和7年10月に締結した株式会社エナーバンクとの「再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定」に基づき、区内事業者を対象とした再生可能エネルギー電力（以下、「再エネ電力」という。）の調達促進にあたり、同社によるリバースオークションを活用することとしたので、報告する。

1 事業の目的

使用エネルギーの脱炭素化を図るため、区内で使用される電力について、火力発電を主力電源とする二酸化炭素排出係数が高い電力から、発電時に二酸化炭素を排出しない再エネ電力への切替を促進する必要がある。

区は、区有施設における今年度の再エネ電力調達にあたり、昨年度にリバースオークションを活用し、従来の電力価格より安価に契約を締結することができた。

このため、区有施設については引き続きリバースオークションを活用するとともに、区内事業者の使用電力についても、同手法の活用により再エネ電力への切替を進めていく。

2 リバースオークションの進め方

下記の対象事業者に対し、リバースオークションへの参加を呼びかけ、株式会社エナーバンクと連携して説明会を実施する。参加意向を示した事業者はリバースオークションを活用し、入札で決定した小売電気事業者とそれぞれ個別に電力調達契約を締結する。

<対象事業者>

- 区有施設の指定管理事業者等
- 区内社会福祉法人等
- その他関心のある区内事業者

3 今後のスケジュール

5月 説明会の周知・案内

6～7月 説明会開催

10月末 参加申込受付とりまとめ

11月以降 リバースオークションの実施

令和9年4月以降 参加した事業者における再エネ電力への切替